

横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱

制 定 平成22年3月17日 こ放第879号（市長決裁）

最近改正 平成23年3月11日 こ放第899号（局長決裁）

（目 的）

- 第1条 この要綱は、放課後キッズクラブ事業（以下「事業」という。）の実施について必要なことを定める。
- 2 この事業は、児童が通い慣れている学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進し、児童の創造性、自主性、社会性などを養うことを目的とする。
- 3 この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に当該児童が帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。
- 4 事業の実施に伴う補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び横浜市放課後キッズクラブ事業補助金交付要綱に定める。

（運営主体）

- 第2条 この事業の運営主体は、NPO法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人等の法人とする。
- 2 前項の運営主体は、横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱に基づき、放課後キッズクラブの所在地を所管する区長（以下「区長」という。）が選定するものとする。

（対象児童）

- 第3条 事業の対象者は、原則として、当該小学校に通学している第1学年から第6学年までの児童であって、放課後キッズクラブへの参加を希望した児童とする。
- 2 前項の対象者には、当該小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校、または特別支援学校等に通学する児童を含むものとする。
- 3 前2項の児童のうち、第1条第3項に該当する児童は、横浜市放課後児童健全育成事業実施要綱第4条第1項の対象児童とする。

（事業内容）

- 第4条 事業においては、次の活動を行うものとする。
- (1) 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
 - (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
 - (3) 遊びを通じて自主性、社会性、創造性を培うこと。
 - (4) 児童の活動状況の把握と児童の家庭との日常的な連絡及び情報交換
 - (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
 - (6) 保護者との連携による親子参加活動

- (7) 地域の子育て支援に関する活動
- (8) その他児童の健全育成に関する必要な活動

(開設日及び開設時間)

第5条 放課後キッズクラブは、次に掲げる日を除き、毎日開設しなければならない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 放課後キッズクラブは、次に掲げる時間帯において、事業を実施する。

- (1) 平日は、授業終了後から午後7時まで
- (2) 土曜日、長期休業中及び学校休業日は、午前8時30分から午後7時まで

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、運営主体は、利用希望者がいない場合などは、実情に応じて実施日及び実施時間を変更できる。

(実施場所)

第6条 事業の実施場所は、当該小学校内に設置する活動専用室その他学校施設のほか、公園、市民利用施設等利用可能な施設とする。

(職員の配置)

第7条 運営主体は、第4条に掲げる活動を円滑に実施するとともに参加児童の安全を確保するため、次の職員を配置するものとする。

- (1) 常勤指導員（主任指導員及び指導員） 2名以上
- (2) 補助指導員 必要数

2 運営主体は、1つの活動場所には必ず1名以上の職員を配置することとし、原則として、児童が1名以上参加している時間帯には、別表1に定める職員最低配置基準を遵守しなければならない。

3 職員は勤務時間内は専任とし、兼務しないものとする。

4 職員は、業務的に体力を必要とするため、満65歳に達した日以後における最初の3月31日までの勤務とする。

ただし、特段の事情があり、かつ健康状態が良好と認められるときは、「放課後キッズクラブ職員継続雇用申出書（第1号様式）」にて区長に届け出ることによって、継続勤務することができる。

(研修)

第8条 運営主体は、第4条に掲げる活動を円滑かつ安全に実施するため、常勤指導員に対する放課後キッズクラブ新任指導員研修、及び補助指導員に対する障害児の対応をはじめとする活動に必要な知識・経験を養うための研修を実施しなければならない。

2 運営主体は、横浜市が指定する放課後キッズクラブ新任指導員研修等に職員を参加させなければならない。

(安全管理)

第9条 運営主体は、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすこととし、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の危機管理についての対応マニュアルを作成するとともに、事故等発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めなければならない。

2 運営主体は、放課後キッズクラブにおいて事故等が発生した場合、速やかに「放課後キッズクラブ事故報告書（第2号様式）」により区長あて報告しなければならない。

(評議会の設置)

第10条 運営主体は、学校・地域と連携した運営によって質の向上を図るため、評議会を設置し、半期に1回以上会議を開催しなければならない。

2 評議会は、次の事項を協議し、運営主体に意見具申するものとする。

- (1) 放課後キッズクラブの運営状況に関すること。
- (2) 学校・地域との連携に関すること。
- (3) 保護者からの意見、要望等の調整に関すること。
- (4) その他事業の安全かつ円滑な運営に関すること。

3 評議会の委員は、学校長、保護者代表、地域代表等をもって組織し、会長、副会長を置くこととする。会長は評議会を代表し、会務を掌理するものとし、副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理するものとする。

4 評議会の委員について、前年度と変更がある場合には、変更後2か月以内に「評議会委員名簿（第3号様式）」により区長に報告するものとする。なお、年度途中開設の場合においては、開設後2か月以内に報告するものとする。

5 運営主体は、評議会の開催後「評議会開催報告書（第4号様式）」を作成し、収支報告書に添付し、区長に報告するものとする。

(保護者会の設置)

第11条 運営主体は、保護者と協働して事業を実施するため、放課後キッズクラブに参加する児童の保護者をもって組織する保護者会を設置し、半期に1回以上会議を開催しなければならない。

2 運営主体は、保護者会の開催後「保護者会開催報告書（第5号様式）」を作成し、収支報告書に添付し、区長に報告するものとする。

(費用徴収)

第12条 運営主体は、あらかじめ同意を得た上で、参加料、おやつ代及び特別な行事や教材に係る費用等について、参加児童の保護者に相当額を負担させることができる。なお、費用負担のうち参加料については、原則として、別表2のとおりとする。

2 運営主体は、放課後キッズクラブに参加を希望する児童の保護者に対し、横浜市が定める傷害見舞金制度負担金を事前に負担させるものとする。

(変更届の提出)

第13条 運営主体は、次に掲げるものに変更が生じたときは、「横浜市放課後キッズクラブ

事業変更申出書（第 6 号様式）」を速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 運営主体に関する事
- (2) 職員に関する事

（事業の実施報告）

第 14 条 運営主体は、毎月 10 日までに、「月別状況報告書（第 7 号様式）」により前月分の事業の実施状況を区長に報告するものとする。

- 2 運営主体は、前項の報告において、4 月分の報告を行う際には、4 月末日現在の「夜間登録児童・保護者名簿（第 8 号様式）」及び複写した夜間登録児童の利用申込書を添付して、区長に報告するものとする。

（備品管理等）

第 15 条 放課後キッズクラブで使用する標準的な備品については、横浜市が調達し貸与するものとする。なお、運営主体は、貸与された施設や備品について善良な管理者の注意をもって取り扱うものとし、故意または重大な過失により滅失し、若しくはき損し、またはその返還が不可能となったときは、区長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、または損害を賠償しなければならない。また、運営主体の故意または過失によらない施設の修繕及び備品の修理等については、別途区長に協議するものとする。

（個人情報保護）

第 16 条 運営主体は、この事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報提供）

第 17 条 運営主体は、事業を新規に開始するにあたって学校と調整し、保護者説明会を事前に開催するとともに、毎年度、新入生の保護者向けに説明会や見学会を開催しなければならない。

- 2 運営主体は、事業予定等を掲載した広報紙を毎月作成し、当該校児童及び関係機関に配布するものとする。

（引き継ぎ）

第 18 条 運営法人の交替または常勤指導員の交替が生じる場合は、事由が生じる前に運営に支障がないよう必要な引き継ぎを行うものとする。また、新規開設の場合は、当該校はまっ子ふれあいスクールとの引き継ぎ及び開設準備を前月までに行うものとする。

（補 則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、別にこども青少年局長が定める。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日こ放第 879 号）

この要綱は、平成 22 年 3 月 17 日から施行し、平成 22 年度の予算に係る補助金等から適用

する。

附 則（平成 22 年 10 月 21 日こ放第 493 号）
この要綱は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 11 日こ放第 899 号）
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(第7条)

【昼間】

昼間	参加児童数	最低人員配置基準
標準	～35人	3人
大規模Ⅰ	36～70人	4人
大規模Ⅱ	71～90人	5人
大規模Ⅲ	91人～	6人

【夜間】

夜間	登録児童数	最低人員配置基準
標準	～35人	2人
大規模Ⅰ	36人～	3人

※「昼間」とは午後5時までの時間帯を指し、「夜間」とは午後5時から午後7時までの時間帯を指す。

別表2(第12条)

	～午後5時	午後5時～午後7時 (月登録参加料)	午後5時～午後7時 (一時参加料)
市民税所得割 課税世帯	無 料	5,000円／月	800円／日
市民税所得割 非課税世帯		2,500円／月	

年 月 日

(申出先)

横浜市

区長

(申出者)

所在地

法人名

代表者職氏名



(クラブ名)

小学校

放課後キッズクラブ

放課後キッズクラブ職員継続雇用申出書

次のとおり指導員を継続雇用しますので、申し出ます。

主任指導員

補助指導員

指導員

ふりがな			
氏名			性別
生年月日	S・H	年 月 日生	(歳)
採用年月日	平成	年 月	
健康診断受診日	年 月	診断結果	
雇用継続の理由			

放課後キッズクラブ事故報告書（兼被保険者証明書）

1 傷病名					傷病部位		
2 発生年月日等	平成 年 月 日 ()				時	分	
3 事故にあった者	氏名			性別	S H	年 月 日生 (歳)	
				男 ・ 女		第	学年
	保護者氏名						
	住所	〒 -			電話	-	
4 発生場所							
5 発生状況							
6 処置及び経過						通院	
						・	
						入院	(日)
7 受診医療機関	名称						
	所在地	〒 -			電話	-	
8 その他							

平成 年 月 日

小学校放課後キッズクラブ

所在地 : 〒 -

横浜市 区

電話番号 : -

対応スタッフ氏名 : _____



評議会委員名簿

放課後キッズクラブ名： _____ 小学校放課後キッズクラブ

	役 職	氏 名	所 属
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

評議会開催報告書

放課後キッズクラブ名：小学校放課後キッズクラブ

1 開催日時 (第 回)	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
2 参加人数	委員 人 (委員定数 人)、事務局職員 人
3 議題	
4 主な意見	

保護者会開催報告書

放課後キッズクラブ名: 小学校放課後キッズクラブ

1 開催日時 (第 回)	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
2 参加人数	計 人 (保護者 人、 運営法人職員 人、 その他 人)
3 議題	
4 主な意見	

年 月 日

(申出先)
横浜市

区長

(申出者)

所在地

法人名

代表者職氏名

(クラブ名)

小学校

放課後キッズクラブ

印

横浜市放課後キッズクラブ事業変更申出書

次のとおり事業内容に変更がありましたので申し出ます。

1 変更年月日

年 月 日

2 変更内容

(1) 申請者に関すること

所在地

代表者氏名

法人名

その他

変更前	
変更後	

(2) 職員に関すること

主任指導員

指導員

補助指導員

変更前	ふりがな	年齢	性別	退職年月
	氏名			
	住所			
変更後・新規	ふりがな	年齢	性別	採用年月
	氏名			S ・ H 年 月
	住所			

(注1) 職員の住所は、町名までの記入とする。

夜間登録児童・保護者名簿

全 枚 中 枚 目

放課後キッズクラブ名: _____ 小学校放課後キッズクラブ

学校名	学年	児童氏名	保護者氏名	区分	非課税	備考
			父			
			母			
			父			
			母			
			父			
			母			
			父			
			母			
			父			
			母			
			父			
			母			
			父			
			母			
			父			
			母			

(注1) 夜間登録理由が保護者の就労又は保護者の健康上の理由(留守家庭)の場合は「区分」欄に①を、それ以外は②を記入してください。

(注2) 夜間登録児童家庭が「保護者負担減免額相当補助対象」の児童は、「非課税」欄に「○」を記入してください。

(注3) 父母以外が保護者の場合、その旨を注記してください。